

出店可能風俗営業等業種一覧表

風俗営業、特定遊興飲食店営業		を営む場合は、公安委員会の許可が必要になります。		
深夜酒類提供飲食店営業		を営む場合は、公安委員会への届出が義務付けられています。		
業 種 別		定 義		
風 俗 営 業	接待飲食等営業	1号営業	料理店、社交飲食店	キャバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる営業
		2号営業	低照度飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、客席における照度を10ルクス以下として営むもの（前号に該当する営業を徐く。）
		3号営業	区画席飲食店	喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食させる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが5平方メートル以下である客席を設けて営むもの
	遊技場営業	4号営業	マーチャン店・パチンコ店等	まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
		5号営業	ゲームセンター等	スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるものを備える店舗その他これに類する区画された施設において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業（前号営業に該当する営業を除く。）
特定遊興飲食店営業		ナイトクラブ等	ナイトクラブその他設備を設けて客に遊興をさせ、かつ、客に飲食させる営業（客に酒類を提供して営むものに限る。）で、午前6時後翌日午前零時前の時間において営むもの以外のもの（風俗営業に該当するものを除く。）	
深夜酒類提供飲食店営業		バー、酒場等	バー、酒場等、深夜（午前0時から午前6時）において、設備を設けて客に酒類を提供して営む飲食店営業（営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。）	

※上記表に記載の業種で出店をご希望の場合、営業許可証（届出確認書）の提出が必要となります。